

2017年2月3日
株式会社パソナ
代表取締役社長 COO 佐藤 司

大阪市大正区役所「住民情報業務等委託」での不正行為に関するお詫び

この度、株式会社パソナが大阪市大正区より業務を受託している「大正区役所 住民情報業務等委託」において、窓口サービスにて徴収した窓口処理等手数料（以下「手数料」）が、大正区に適正に支払われておらず、当社プロジェクトマネージャーが不正に着服していた事実が判明しました。

公共性が求められ、信用が最も大切な業務であるにも関わらず、このような事態に至り、区民の皆さま、ならびに関係者の皆さまに多大なるご迷惑をお掛けしたこと、心よりお詫び申し上げます。

当社は今回発生した不正行為を厳粛に受け止め、再発防止に向けて内部管理やコンプライアンスの更なる向上を図り、皆さまの信頼回復に努めていく所存です。

1. 経緯

2017年1月30日（月）、大正区役所ご担当者より「大正区役所 住民情報業務等委託」のプロジェクトマネージャー（以下、「当該社員」）に、昨年10月以降の手数料が納付されていないため確認するよう指示がありました。

翌1月31日（火）に当該社員より、当社エリアマネージャーに連絡があり、手数料の不正な着服と未納であった事実が報告され、当社で保管されている「大阪市原符兼払込金受領証」（当社が金融機関に納付したことを証する書類、以下「受領証」）の写しと、当該社員が持っていた受領証原本を確認したところ、受領証の偽造ならびに手数料が未納であった事実を確認しました。

2. 手数料の未納金額

区で発行し、保管している2016年4月以降の「納付書明細書」と「収納明細リスト」を突合することで、未納額の総額は昨年10月以降で4,510,300円と確認できました。

なお、未納額については、2月2日（木）に当社より納付しております。

3. 不正行為について

当該社員は、「大正区役所 住民情報業務等委託」に2015年3月より勤務し、同年5月からはプロジェクトマネージャーとして現場業務のマネジメントを担っておりました。

当社が調べたところ、当該社員は窓口サービス課内に設置した金庫から納付すべき手数料を着服し、後日に概ね1月分をまとめて納付するなどしていました。昨年10月以降は後日に納付することなく、当社と

大正区に報告する月次報告の際には受領証の写しを偽造し、提出することで隠蔽をしていました。

4. 再発防止について

今回の事態を受け、当社では再発防止に向けて、次の 3 つの施策を大阪市大正区にご提案申し上げました。

- ① 領収済み受領証の照合点検・押印の際に複数名による確認作業を日々行う
- ② 巡回している管理者（エリアマネージャー）による週 1 回の調査を行う
- ③ 受領証写しではなく受領証原本を当社本社で月次点検し、納付有無を月例会議で確認する

さらに、当社全体の取り組みとして、上記の取り組みを全国レベルで実施するとともに、受託業務を管轄する営業総本部 PMO 室内に、社員の服務規律違反の防止に向けた、代表取締役社長直轄の不正防止プロジェクトを、新たに 2 月 3 日に立ち上げました。

当社は今回発生した不正行為を厳粛に受け止め、区民の皆さま、ならびに関係者の皆さまにお詫び申し上げるとともに、再発防止に向けて内部管理やコンプライアンスの更なる向上を図ってまいります。

5. 今件に関するお問合せ

株式会社パソナ 関西営業本部 Tel 06-7636-6098

以上